

令和2年度病床機能報告において  
非稼働病床を有する医療機関への対応について

# 国通知に基づく対応について

## 1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

- 県が病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟※1を有する医療機関を把握した場合、当該医療機関に対し、地域医療構想等調整会議への出席を求める。
- 当該医療機関に対して、以下の説明を求める。
  - ①病棟を稼働していない理由
  - ②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

※1 病床が全て稼働していない病棟とは、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。



ヒアリング結果については以下のとおり

医療機関名	病棟名	医療機能	病棟を稼働していない理由	今後の運用見通しに関する計画
東可児病院	3階一般病棟 (29床)	休棟等 再開予定	・看護師不足により、平成19年2月から休棟 ・再稼働には、看護師が9人程度必要になる。	・看護師を確保できれば、令和5年4月に急性期病棟として再稼働することとし、看護師の採用に注力する。
	療養病棟 (60床)		・看護師不足により、平成19年2月から休棟 ・再稼働には、看護師が16人程度必要になる。	・看護師を確保できれば、令和6年4月に療養病棟として再稼働することとし、看護師の採用に注力する。